

豊中野協 コロナウィルス感染防止対策ガイドライン

令和2年（2020年）7月

NPO 法人豊中市青少年野外活動協会

1. 感染防止のための基本的な考え方

コロナウィルス感染防止に関するリスク管理を徹底して取り組むこととし、安心・安全な活動を提供することを目指して取り組むこととする。

①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

2. 感染防止に対する運営の具体的対策

① 感染拡大防止策を徹底することが重要であり、不特定多数の人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安）することや施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）等があげられる。

新生活様式の基本である・身体的距離の確保・マスクの着用・手洗いの実施を中心とした感染対策に取り組み、体温37.5度以上の発熱があるとき活動を控える。

② 事業については、事業参加者の対人距離を確保できる人数とする。（100人以下もしくは例年の50%）事業活動内容や場所についても配慮する。

③ 研修については、基本的な考え方をおさえつつ、活動内容や活動場所についてしっかりと配慮していく。

3. 安全確保のために実施すること

（1）事業部会

①事業に関しては、今年度は、基本的にわっぱるを実施場所として設定していく。

屋内プログラムと屋外プログラムによってコロナ対策の配慮を変えるようにしていく。

参加者に関しては、小グループ（5名程度）に分けることを工夫していく。

実施時間に関しては、3密を避けることができるよう時間をゆったりとしたプログラム計画を立てていく。

②利用募集の段階で協会のガイドラインの説明を行い、同意を得る。その際、基準を説明し、協力依頼をしていく。

今年度に関しては、宿泊事業に関しては、子どもだけの宿泊事業は行わない。

家族事業に関しては、わっぱる現地集合、わっぱる現地解散にしていく。

日帰り事業に関しては、子どもだけの事業も可能としていく。

- ③事業開始時に、参加者、参加カウンセラーの検温を行い、健康チェックカードの記入を通して、参加者全員の健康状態の把握に努める。検温に関しては、朝、夕は検温を行い、発熱の推移を把握していく。
- ④子どもだけの日帰り事業に関しては、バスの運行を可能であれば、調整していく。その際は、対人距離の確保し、窓を開けたまま運行するなど換気の対応をとる。また、乗降の際は、手指消毒を行う。
- ⑤開所式や退所式に関しては、対人距離の確保（できるだけ2mを目安）の配慮をしていく。
- ⑥各プログラムにおいても「3つの密」に配慮した内容を提供すること。

(2) 育成部会

- ①今夏の研修に関しては、協会のガイドラインの説明を行い、確認書にて同意を得る。協会として、ガイドラインの理解をしてもらった上でプロセスが必要。
- ②研修会時に、参加カウンセラーの検温を行い、健康チェックカードの記入をしてもらい、健康状態の把握に努める。
- ③豊中駅からわっぱる間は、理事等の車で対応していき、公共交通機関をできるだけ避けることができるよう配慮していく。その際の対応は「マイカー通勤管理規定」に準じる。また、窓を開けたまま運行するなど換気の対応をとる。また、乗降の際は、手指消毒を行う。
- ④集合場所～研修中～解散場所までマスクは着用し、手指消毒の徹底を行う。

(3) 事業、研修実施中に感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ①速やかに事前に定めた別室へ隔離を行うとともに、そのことを関係者で共有する。別室対応の関係者は、限定少数で関わるようにしておく。
- ②対応する関係者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
(感染症対応マニュアルの確認)
- ③感染が疑われる者は、退所していただく方向で動く。その際、行動履歴（使用した場所等）を確認し、記録しておく。
- ④ 担当理事は、感染が疑われる者の退所後の経過を確認する。陽性であった場合等、必要に応じて保健所と連携し対応を行う。
- ⑤ 感染が疑われる事例については、全て記録を残しておく。
- ⑥ 担当理事は、その対応状況について理事長、事務局長に報告を行う。

(4) 事業、研修実施の可否判断について

区分	緊急事態宣言の対象地域	解除地域	
	特定警戒 (大阪モデル『赤』)	感染拡大注意 (大阪モデル『黄』)	感染観察 (大阪モデル『緑』)
事業 研修	対面の活動は、中止 延期またはWEB対応	感染拡大に注意しながら実施。	3つの密を避ける新しい生活様式に沿っての活動の実施
会議	積極的なWEB活用 対面での活動は中止もしくは延期	積極的なWEB活用 感染拡大に注意しながら実施。	積極的なWEB活用 3つの密を避ける新しい生活様式に沿っての実施。

※例外条項について

当協会は、政府の基本方針に基づき、本ガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインを遵守し、感染拡大防止に努めながら事業、研修を実施していきます。

コロナウィルスを取り巻く環境は、刻々と変化しており、社会情勢の変化に柔軟に対応したいと考えています。

本ガイドラインから外れる事案が発生した場合には、本協会内外の意見を取り入れながら慎重に議論を重ねた上でその都度、判断していきます。

以上